

平成30年第8回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(平成30年8月29日)

召集年月日 平成30年8月29日(水)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成30年8月29日 午後2時56分

閉会 平成30年8月29日 午後3時25分

出席農業委員(11名)

1番 早川和夫(会長) 2番 溝口智也 3番 菅原儀左エ門
4番 岡 秀夫 5番 山本修 6番 神野淳一
8番 松宮重信(職務代理) 10番 木村憲雄 11番 櫻井隆治
12番 松井厚雄 14番 古池洋子

欠席委員(1名)

9番 細川正博

出席事務局

局長 板谷則昭 次長 井関哲也 書記 谷口有利子

提出議案

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

報告第10号 事業計画書(転用許可不要案件)について

事務局長

みなさん、ご苦労さまです。
ただ今から、平成30年第8回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、
9番 細川委員より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております
1議案と報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会 長

本日は、平成30年 第8回おおい町農業委員会を招集
させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、
ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議
いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農
業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたしま
す。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせ
て頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります
が、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよ
ろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、2番 溝口委員さんと3番 菅原委員さんを
指名いたします。

[日程 2]
議 長

日程2 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第1
8条第1項の規定による農地利用集積計画審議につ
いて を議題とします。

この案件はおおい町長から同意を求められたものであり

ます。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長

はい、議長

議案第26号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて利用権を設定するものであります。

詳細は書記に説明させます。

書 記

はい、議長。

(議案朗読)

今回の設定は、借受人の始期が平成30年9月1日からの1件でございます。

この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

菅原委員

はい。

菅原委員

本件につきましては、22日に事務局より利用権設定の経緯の報告を受けまして、問題ない農地であると判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

それでは、議案第26号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員

借受人の耕作面積は現在どのくらいか。

書 記

〇〇〇〇〇㎡となっています。そのうち利用権設定による農地は〇〇〇〇㎡です。

議 長

他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画に係る意見照会については、町へ同意することといたします。

[日程 3]

議長 日程3 報告10号 事業計画書について を議題といたします。
事務局から説明致します。

局長 はい、議長
報告第10号は、〇〇〇〇の申請地に〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇を〇〇するものです。こちらは農地転用許可を要しない転用報告となります。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
報告第10号は、農地法第5条のただし書きで定める転用許可不要案件に該当し、具体的には、農地法第5条第1項第5号「土地収用法その他の法律によって農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合」にあたり、土地収用法では第3条第18号「水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設」の「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の施設の設置にあたるものであります。よって、農地転用の制限の例外となり、許可不要案件となります。

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

松宮委員 「○○○○○○○○○○○○○○○○」とは具体的にどんな施設なのか。

局長 現在の○○○○○の○○○○○が申請地の○○にある土地に整備されているが、それが古くなってきたことにより、○○○○○○○○○○○○ため、申請地に拡充して○○○○○を設置したいとのこと。

議長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議長 それではこれで、平成30年第8回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。